

令和5年度 やまなしの食普及教室事業委託事業者募集要項

この募集要項は、山梨県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度やまなしの食普及教室事業」を委託するに当たり、その手続き等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 事業の名称、内容等

(1) 事業の名称

令和5年度やまなしの食普及教室事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の内容

別紙「令和5年度やまなしの食普及教室事業仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づく事業者提案によるものとする。

(3) 契約期間

契約日から令和6年2月15日まで

(4) 委託料上限額

金151,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 委託事業者数

1団体

2 応募資格

以下の（1）から（8）までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）山梨県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（3）山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は法人にあっては、その構成員が暴力団員でないこと。

（5）政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。

（6）宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

（7）山梨県内において活動する団体であること。

（8）本事業を的確に遂行できる能力を有すること。

3 スケジュール

応募書類の提出期限 令和5年5月15日（月）午後5時

委託候補者選定 令和5年5月下旬

契約締結	協議の上決定
事業開始	協議の上決定

4 応募手続き

(1) 提出書類及び部数

以下の書類を揃えて提出すること。ただし、クに該当する者はキの提出は不要。

- ア 事業受託申請書（様式第1号）：1部
- イ 事業実施計画書（様式第2号）：1部
6の(2)審査基準に記載する評価項目に沿って記載すること。
- ウ 受託資格に係る宣誓書（様式第3号）：1部
- エ 見積書（任意様式）：1部
仕様書4の(2)の科目ごとに、費用の内訳、積算根拠がわかるように記載すること。
- オ 直近の事業報告書及び収支決算書：1部
- カ 定款又はこれに代わるものの写し：1部
- キ 納税証明書（未納がないことの証明）：原本各1部
(ア) 山梨県総合県税事務所が発行する県税（個人県民税及び地方消費税を除く全ての税目）の納税証明書
(イ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
- ク 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に定める競争入札参加資格者であることを証した書類の写し（該当する場合のみ提出）
- ケ その他、県が必要と認める書類（指示があった場合のみ提出）

(2) 提出方法

山梨県県民生活部県民生活安全課のホームページ（※）から事業受託申請書等をダウンロードして必要書類を作成し、郵送又は持参により提出すること。

（※）<https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/shokuiku/syokuikukouza.html>

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「受託申請書在中」と明記し、(3)の提出期限必着とする。

応募書類を郵送した場合は、7の提出先に電話確認すること。

(3) 提出期限

令和5年5月15日（月）午後5時（必着）

(4) 留意事項

- ア 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りでない。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 提出後に、応募を取り下げの場合は、取下願（様式第4号）を提出すること。取下願の提出があった場合、既に提出された書類については、全て返却する。
- エ 審査は提出書類により書面で行うが、その内容について応募者又は関係機関から意見聴取することがある。
- オ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。

- (ア) 提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
- (イ) 見積額が、1の(4)の委託料上限額を上回っているとき。
- (ウ) 提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。
- (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (オ) その他不正な行為があったとき。

カ 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

キ 実施にあたっては、感染症の蔓延などの社会情勢を十分に考慮し、県と協議の上実施の可否を決定すること。場合によっては契約後でも実施しないことも想定され、その場合の委託料の支払いについては県と協議すること。

5 選考方法及び審査基準

(1) 選考方法等

- ア 県民生活安全課において、提出された申請書等について、下記(2)の審査基準に基づく書面審査を行い、審査の採点の合計が一番高い者を委託候補者とする。
- イ 審査員1名以上が評価項目のうち1項目でも評価点1点以下とした場合(5点満点の場合は0点)又は審査点25点未満の場合は失格とする。
- ウ 審査結果は、事業委託審査結果通知書(様式第5号)により応募者に郵送にて速やかに通知する。

(2) 審査基準

ア 審査区分及び評価項目

審査区分	評価項目	配点	係数	得点
実施体制	・事業目的及び内容に関する理解・知識が十分であるか。	5	1	5
	・やまなしの食に関する知識、ノウハウ、経験を十分に活かせることが期待できるか。	5	1	5
	・事業実施計画を確実かつ効果的に実施する体制を備えているか。	5	1	5
実施内容	・やまなしの食を伝承する必要性、現状について小中学生が分かりやすく学べる内容か。	5	2	10
	・「やまなしの食」に認定されている郷土食等の由来や、食されている地域などを分かりやすく学べる内容か。	5	2	10
	・参加者が関心を持ち、次世代にも繋げていく意識が醸成される内容か。	5	2	10
経費	・必要最低限かつ事業実施が十分可能な経費の積算であるか。	5	1	5
合計				50

イ 採点基準

項目ごとに5段階評価する。ただし、項目によって係数が異なる。

評価	5	4	3	2	1
	非常によい	よい	標準的である	不十分	全く不十分

ウ 選定基準

得点の高い順に候補者として選定する。ただし、採点結果が25点未満または「全く不十分」の項目がある場合は選定しない。

6 委託契約の締結

(1) 契約方法

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）に定める契約の手続きにより、契約を締結するものとする。

(2) 事業内容及び経費内訳等の変更

受託者が委託事業の内容又は経費の内訳の変更を申請するときは、「事業実施計画変更承認申請書」（様式第6号）により、契約書に定める委託経費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は、委託変更契約書の取り交わしをもってその承認とする。

(3) 委託料の支払条件

県は、事業完了後に受託者が提出した委託事業完了報告書（様式第7号）の内容を審査し契約内容に適合していた場合、委託経費の額を確定し、事業委託検査完了通知書（様式第8号）により通知する。このときの確定額は、委託事業に要した実支出額に充当した委託経費の額と契約上限額のいずれか低い額とする。

額の確定通知後、受託者から委託料請求書（様式第9号）の提出を受け、委託料の支払いをするものとする。

委託料の支払いは精算払いとするが、必要と認めるときは前金払いとすることができる。この場合、前金払請求書（様式第10号）によるものとする。

(4) 契約保証金

免除とする。

(5) その他

審査の採点合計が一番高い委託事業実施候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行う。

7 問い合わせ先・提出先

山梨県県民生活部県民生活安全課 食の安全・食育担当

住所：〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1588

電子メール：shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp